

## 国立大学法人富山大学学則（案）

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正	平成18年12月26日改正
平成19年2月20日改正	平成19年4月1日改正	平成19年12月26日改正
平成20年4月1日改正	平成20年7月22日改正	平成21年4月1日改正
平成21年4月7日改正	平成21年12月1日改正	平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正	平成23年6月21日改正	平成24年6月26日改正
平成24年8月1日改正	平成25年9月24日改正	平成26年3月4日改正
平成27年3月25日改正	平成28年3月17日改正	平成28年4月21日改正
平成28年6月16日改正	平成28年12月1日改正	平成30年3月27日改正
平成31年1月29日改正	平成31年3月27日改正	令和元年6月25日改正
令和2年3月25日改正	令和3年2月24日改正	令和3年4月20日改正
令和4年3月22日改正	令和5年月日改正	

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 教育研究組織等（第5条～第18条）
- 第3章 職員組織等（第19条～第37条）
- 第4章 運営組織（第38条～第47条）
- 第5章 教学及び学生（第48条～第88条）
  - 第1節 学年、学期及び休業日（第48条～第50条）
  - 第2節 修業年限及び在学期間（第51条、第52条）
  - 第3節 入学（第53条～第59条）
  - 第4節 教育課程及び履修方法等（第60条～第69条）
  - 第5節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第70条～第77条）
  - 第6節 卒業及び学位の授与（第78条、第79条）
  - 第7節 教員免許状（第80条）
  - 第8節 賞罰（第81条、第82条）
  - 第9節 寄宿舎（第83条）
  - 第10節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第84条～第88条）
- 第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第89条～第95条）
- 第7章 関連教育病院（第96条）
- 第8章 公開講座（第97条）

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置される国立大学法人富山大学（以下「本法人」という。）及び本法人によって設置される富山大学（以下「本学」という。）の組織、運営、教学等について、必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を富山県富山市五福3190番地に置く。

(目的)

第3条 本学は、地域と世界に向かって開かれた大学として、人文社会科学、自然科学、生命科学を総合した特色ある国際水準の教育及び研究を行い、人間尊重の精神を基本に高い使命感と創造力のある人材を育成し、地域と国際社会に貢献するとともに、科学、芸術文化、人間社会と自然環境との調和的発展に寄与することを目的とする。

(教育研究上の目的)

第3条の2 人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、学部、学科又は課程において別に定める。

(自己評価等)

第4条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 教育研究組織等

(学部及び学科又は課程)

第5条 本学に、次の学部及び学科又は課程（以下「学部等」という。）を置く。

人文学部

人文学科

教育学部

共同教員養成課程

経済学部

経済学科、経営学科、経営法学科

理学部

数学科、物理学科、化学科、生物学科、自然環境科学科

医学部

医学科、看護学科

薬学部

薬学科、創薬科学科

工学部

工学科

芸術文化学部 芸術文化学科

都市デザイン学部 地球システム科学科、都市・交通デザイン学科、材料デザイン工学科

2 第1項に規定する教育学部共同教員養成課程は、第60条の2第1項の規定に基づき金沢大学と共同で教育課程を編成する。

3 学部等に関する事項は、別に定める。

(収容定員)

第6条 学部等の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(学部等の教員組織)

第7条 学部は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

2 学部等の教員組織に関する事項は、別に定める。

(授業科目の担当)

第7条の2 主要授業科目は、原則として専任の教授又は准教授が、主要授業科目以外の授業科

目は専任の教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

(教養教育院)

第7条の3 本学に、教養教育院を置く。

2 教養教育院に関する事項は、別に定める。

(大学院)

第8条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、別に定める。

(附置研究所)

第9条 本学に、附置研究所として、和漢医薬学総合研究所を置く。

2 和漢医薬学総合研究所に関する事項は、別に定める。

(附属病院)

第10条 本学に、附属病院を置く。

2 附属病院に関する事項は、別に定める。

(附属図書館)

第11条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(機構)

第11条の2 本学に、次の機構を置く。

教育・学生支援機構

研究推進機構

地域連携推進機構

国際機構

2 機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第12条 本学に、学内共同教育研究施設として、次の施設を置く。

総合情報基盤センター

環境安全推進センター

自然観察実習センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(学外との連携による教育研究施設)

第12条の2 本学に、学外との連携による教育研究施設を置く。

施設名	連携先機関
先進軽金属材料国際研究機構	熊本大学

2 学外との連携による教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第13条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第14条 本学に、次の附属学校を置く。

教育学部附属幼稚園

教育学部附属小学校

教育学部附属中学校

教育学部附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

(学部附属教育研究施設)

第15条 学部に、次の附属教育研究施設を置く。

教育学部附属教育研究実践総合センター

薬学部附属薬用植物園

2 学部附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附置研究所附属教育研究施設)

第16条 和漢医薬学総合研究所に、附属教育研究施設として、和漢医薬教育研修センター及び民族薬物資料館を置く。

2 附置研究所附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(学術研究部)

第17条 本法人に、学術研究部を置き、次の学系を置く。

人文科学系

教育学系

社会科学系

理学系

都市デザイン学系

工学系

医学系

薬学・和漢系

芸術文化学系

教養教育学系

教育研究推進系

2 学術研究部に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第18条 本法人に、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

### 第3章 職員組織等

(役員)

第19条 本法人に、役員として、学長、理事7人以内及び監事2人を置く。

第20条 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、本法人の業務を監査する。

4 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第21条 本法人に、教育職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(学術研究部長)

第22条 学術研究部に、学術研究部長を置く。

2 学術研究部長は、学長をもって充てる。

(学系長)

第23条 学系に、学系長を置く。

2 学系長は、学術研究部長の命を受け、当該学系の運営に関する業務をつかさどる。

3 学系長は、学系の教授をもって充てる。

4 学系長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学系長)

第24条 学系に、副学系長を置くことができる。

2 副学系長は、学系長の命を受け、学系長の職務を補佐し、学系長に事故があるときはその職務を代理する。

3 副学系長は、学系の教授をもって充てる。

4 副学系長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第25条 本学に、副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長は、理事又は職員をもって充てる。

4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長特別補佐)

第26条 本学に、学長特別補佐を置くことができる。

2 学長特別補佐は、学長の命を受け、特定の業務を総括整理する。

3 学長特別補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第27条 本学に、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は、学長の命を受け、その業務を掌理する。

3 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学長特命補佐)

第27条の2 本学に、学長特命補佐を置くことができる。

2 学長特命補佐は、学長の命を受け、専門的知見に基づき、特定の事項について学長を補佐する。

3 学長特命補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(理事補佐)

第27条の3 本学に理事補佐を置くことができる。

2 理事補佐は、理事の職務を補佐する。

3 理事補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第28条 学部に、学部長を置く。

2 学部長は、学長の命を受け、当該学部の運営に関する校務をつかさどる。

3 学部長は、学部に配置する教授をもって充てる。

4 学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学部長)

第29条 学部に、副学部長を置くことができる。

2 副学部長は、学部長の命を受け、学部長の職務を補佐し、学部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 副学部長は、学部に配置する教授をもって充てる。

4 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第30条 学科に、学科長を置くことができる。

2 学科長は、学部長の命を受け、当該学科の運営に関し、総括し、調整する。

3 学科長は、学科に配置する教授をもって充てる。

4 学科長に関し必要な事項は、別に定める。

(教養教育院長)

第30条の2 教養教育院に、院長を置く。

2 教養教育院長は、学長の命を受け、教養教育院の運営に関する校務をつかさどる。

(和漢医薬学総合研究所長)

第31条 和漢医薬学総合研究所に、所長を置く。

2 和漢医薬学総合研究所長は、学長の命を受け、和漢医薬学総合研究所の運営に関する校務をつかさどる。

(附属病院長)

第32条 附属病院に、病院長を置く。

2 附属病院長は、学長の命を受け、附属病院の運営に関する校務をつかさどる。

(附属図書館長)

第33条 附属図書館に、館長を置く。

2 附属図書館長は、学長の命を受け、附属図書館の運営に関する校務をつかさどる。

(機構長)

第33条の2 機構に、機構長を置く。

2 機構長は、学長の命を受け、機構の運営に関する校務をつかさどる。

(学内共同教育研究施設等の長)

第34条 学内共同教育研究施設及び保健管理センター（次項において「施設等」という。）に、長を置く。

2 施設等の長は、学長の命を受け、その所掌する施設に関する事項を掌理する。

（学外との連携による教育研究施設の長）

第34条の2 学外との連携による教育研究施設に、長を置く。

2 学外との連携による教育研究施設の長は、所属する学長の命を受け、その所掌する施設に関する事項を掌理する。

（附属学校の長）

第35条 附属学校に、校長（幼稚園にあっては園長）を置く。

2 附属学校の校長及び園長は、教育学部長の命を受け、その学校又は園に関する事項を掌理する。

（学部附属の教育研究施設の長）

第36条 学部附属の教育研究施設に、長を置く。

2 前項の教育研究施設の長は、当該学部長の命を受け、その施設に関する事項を掌理する。

（附置研究所附属の教育研究施設の長）

第37条 附置研究所附属の教育研究施設に、長を置く。

2 前項の教育研究施設の長は、当該研究所長の命を受け、その施設に関する事項を掌理する。

#### 第4章 運営組織

（役員会）

第38条 本法人に、本法人の重要な事項を審議するための機関として、役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

（経営協議会）

第39条 本法人に、本法人の経営に関する重要な事項を審議するための機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究評議会）

第40条 本法人に、本学の教育研究に関する重要な事項を審議するための機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

（学長選考・監察会議）

第41条 本法人に、学長の選考等を行う機関として、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関し必要な事項は、別に定める。

（学術研究部会議）

第42条 学術研究部に、所属する教育職員に関する事項等を審議するため、学術研究部会議を置く。

2 学術研究部会議に関し必要な事項は、別に定める。

（学系会議）

第43条 学系に、所属する教育職員に関する事項等を審議するため、学系会議を置く。

2 学系会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第44条 学部、教養教育院及び附置研究所に、教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第45条 本法人に、必要に応じ各種委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(会計規則)

第46条 本法人の資産、予算、決算その他会計に関する事項は、別に定める。

(その他)

第47条 その他本学の運営組織に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 教学及び学生

### 第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第48条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第49条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する各学期は、前半及び後半に分けることができる。この場合において、前学期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後学期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第50条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 10月1日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までに規定する休業日については、学長が別に定める。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

4 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

### 第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第51条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の第2年次に編入学した者の修業年限は5年、その他の学部学科の第3年次に編入学した者の修業年限は2年とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したものと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して、学部が認める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第52条 本学の在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

- 2 医学部医学科及び薬学部薬学科の在学期間は、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次のそれぞれについて、通算して4年（医学部医学科の第2年次編入学者の第2年次は、2年）を超えて在学することができない。ただし、特別の理由がある場合は、通算して在学期間12年（医学部医学科の第2年次編入学者は、10年）を限度とし、各期間の延長を認めることができる。
- 3 薬学部創薬科学科の在学期間は、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次のそれぞれについて、通算して4年を超えて在学することができない。ただし、特別の理由がある場合は、通算して在学期間8年を限度とし、各期間の延長を認めることができる。

### 第3節 入学

(入学の時期)

第53条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学、編入学及び転入学については、学期の始めとすることができます。

(入学資格)

第54条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると本学が認めたもの
- (9) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第55条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第56条 本学への入学を志願する者に対しては、選考を行うものとし、選考の方法は別に定める。

2 前項の選考による合格者の決定は、当該教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第57条 入学者の選考に合格し本学に入学することを希望する者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（第90条による入学料の免除又は徴収猶予の申請が受理された者を含む。）に入学を許可する。

(再入学、編入学及び転入学)

第58条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、学部の定めるところにより、当該教授会の意見を聴いて、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 本学を退学又は第77条第5号により除籍した者で、当該学部学科に再入学を志願するもの
- (2) 大学を卒業又は退学した者で、本学に編入学を志願するもの
- (3) 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願するもの
- (4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学に編入学を志願するもの
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの
- (6) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの
- (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者で、本学に編入学を志願するもの
- (8) 第54条の規定による入学資格を有し、かつ、外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者で、本学に編入学を志願するもの
- (9) 第54条の規定による入学資格を有し、かつ、我が国において、外国の大学又は短期大学

の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者で、本学に 転入学を志願するもの

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の第2年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者（医学を履修する課程を卒業した者を除く。）
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと大学において認めた者を含む。）

3 前2項の規定により再入学、編入学及び転入学を許可された者の既修得単位の取扱い及び在学期間の通算等の取扱いについては、学部において別に定める。

（再入学等の志願手続、選考及び入学手続等）

第59条 再入学、編入学及び転入学の志願手続、選考及び入学手続等は、第55条から第57条までの規定を準用する。

#### 第4節 教育課程及び履修方法等

（教育課程及び履修方法）

第60条 本学は、学部等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 学部等及び教養教育院における授業科目の内容、単位数及び履修方法は、別に定める。

（共同教育課程の編成）

第60条の2 本学は、学部等の教育上の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、他の大学が開設する授業科目を本学の教育課程の一部とみなして、他の大学と共同でそれぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 共同教育課程を編成及び実施するため、構成大学間において、協議の場を設けるものとする。

（履修科目の登録の上限）

第60条の3 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間、1学期又は1タームに履修科目として登録することができる単位数の上限は、学部において別に定める。

2 学部は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生について

は、次の1年間、1学期又は1タームに、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業の方法等)

第61条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 学部等及び教養教育院において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 学部等及び教養教育院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 卒業に必要な所定の単位数のうち、第2項及び第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な所定の単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第1項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第61条の2 学部等及び教養教育院は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学部等及び教養教育院は、学修の成果に係る評価並びに卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容改善のための組織的な研修等)

第61条の3 学部等及び教養教育院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第62条 学生が職業を有している等の事情により、第51条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを申し出たときは、当該学部の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

(他の学部の授業科目の履修等)

第63条 学部において、教育上有益と認めるときは、他の学部との協議に基づき、学生が当該学部において履修した授業科目について修得した単位を、教育課程修了に要する修得単位として認定することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第64条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（休学中に修得した単位を含む。）を、60単位（授業時間の履修をもつて単位の修得に代える授業科目については、60単位に相当する授業時間数をいう。以下同じ。）を超えない範囲で、学部の定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したも

のとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（休学中に修得した単位を含む。）及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位を、学部の定めるところにより本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合において、修得したものとみなすことができる単位数は前項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（大学以外の教育施設等における学修）

第65条 本学が教育上有益と認めるときは、学生の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第66条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第64条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（単位計算方法）

第67条 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- （1） 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- （2） 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、前項に規定する基準を考慮し、その組み合わせに応じ学部及び教養教育院が定めるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な

学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第68条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第3項に規定する授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績)

第69条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、学部及び教養教育院が必要と認める場合は、認、合格及び不合格の評語を用いることができる。

2 前項に掲げるもののほか、成績に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第70条 疾病その他の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合、学長は、当該教授会の意見を聴いて、これを許可する。
- 3 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第71条 引き続いて休学できる期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えてはならないものとする。
- 3 休学期間は、第51条に規定する修業年限及び第52条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第72条 休学している者が、復学する場合は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合、学長は、当該教授会の意見を聴いて、これを許可する。
- (他の大学への転学等)

第73条 他の大学への入学又は転入学をしようとする者は、あらかじめ学部長の許可を受けなければならない。

(転学部・転学科)

第74条 学長は、他の学部又は同一学部の他学科に転することを願い出た者があるときは、当該教授会の意見を聴いて、許可することができる。

(留学)

第75条 外国の大学（短期大学を含む。）に留学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合、学長は、当該教授会の意見を聴いて、これを許可する。
- 3 第1項の規定により許可を受けて留学した期間は、当該教授会の意見を聴いて、第52条に規定する修業年限に算入することができる。

(退学)

第76条 本学を退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合、学長は、当該教授会の意見を聴いて許可する。
- 3 学長は、学業不振で成業の見込みがないと認められたときには、当該教授会の意見を聴いて、退学を命ずることができる。

(除籍)

第77条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、当該教授会の意見を聴いて、除籍することができる。

- (1) 第52条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第71条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 入学料免除の不許可又は一部許可の告知を受けた者のうち、所定の期間内に納付すべき入学料を納付しない者
- (4) 入学料徴収猶予の許可又は不許可の告知を受けた者のうち、所定の期間内に納付すべき入学料を納付しない者
- (5) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

## 第6節 卒業及び学位の授与

(卒業の認定)

第78条 本学に修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者は、当該教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

- 2 卒業を認定する時期は、原則として学年末とする。

(学位の授与)

第79条 卒業した者に、学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位については、別に定める。

## 第7節 教員免許状

(教員免許状)

第80条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部の学科又は課程において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

## 第8節 賞罰

(表彰)

第81条 学長は、表彰に値する行為があったと認められる学生については、表彰することができる。

(懲戒)

第82条 学長は、本学が定める規則等に違反し又は学生としての本分に反する行為があったと認められる学生については、当該教授会の意見を聴いた上で、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項による退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間が30日を超えるときは、その期間は第52条に規定する在学期間に算入し、第51条に規定する修業年限には算入しない。

#### 第9節 寄宿舎

(寄宿舎)

第83条 本学に、寄宿舎を置く。

- 2 寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第10節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第84条 特定の研究事項について本学での研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、当該教授会で選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第85条 本学が開設する授業科目の一又は複数について履修を志願する者があるときは、教育に支障がない限り、当該教授会で選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第86条 他の大学等に在学している者が本学での授業科目の履修を希望する場合は、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として本学に受け入れることができる。

(外国人留学生)

第87条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に留学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(その他)

第88条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第89条 本学の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

(検定料の免除)

第89条の2 特別な事情等により検定料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の申請により、検定料を免除することができる。

- 2 検定料の免除に必要な事項は、別に定める。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第90条 特別な事情等により入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の申請により、入学料を免除し又は入学料の徴収を猶予することができる。

- 2 入学料の免除及び徴収猶予等に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の納付)

第91条 授業料は、年度を前学期、後学期の2学期に分け、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、指定する期日までに納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生から申出があったときは、前学期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後学期に係る授業料を併せて徴収することができる。
- 3 入学年度の前学期又は前学期及び後学期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可された者から申出があったときには、入学の手続を行うときに徴収することができる。
- 4 長期履修、休学、復学及び退学等が認められた場合の授業料の納付については、別に定める。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第92条 学業成績が優秀で、かつ、特別な事情等により授業料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の申請により、授業料の全額若しくはその一部を免除し、又は授業料の徴収を猶予することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全額又はその一部を免除することができる。
- 3 授業料の免除及び徴収猶予等に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の不徴収)

第93条 特別聴講学生等の検定料、入学料及び授業料は、他大学との協定に基づき、不徴収とすることができる。

(寄宿料の免除)

第94条 寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納付が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。

- 2 寄宿料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した授業料等)

第95条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認めた場合にあっては、納付した者の申出により授業料等相当額を返還するものとする。
- 3 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第7章 関連教育病院

(関連教育病院)

第96条 本学の医学部における臨床教育の充実を図るために関連教育病院を必要に応じて定め、当該病院において、専門科目に必要な臨床実習の一部を学生に行わせるものとする。



	計	1 7 0	3 4 0	5 1 0	6 8 0	6 8 0
薬学部	薬学科	5 5	1 1 0	1 6 5	2 2 0	2 7 5
	創薬科学科	5 0	1 0 0	1 5 0	2 0 0	2 0 0
	計	1 0 5	2 1 0	3 1 5	4 2 0	4 7 5
芸術文化学部	芸術文化学科	1 1 5	2 3 0	3 4 5	4 6 0	4 6 0
	計	1 1 5	2 3 0	3 4 5	4 6 0	4 6 0

### 附 則

この学則は、平成 18 年 12 月 26 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 19 年 2 月 20 日から施行する。

### 附 則

1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 医学部医学科の収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 19 年度及び平成 20 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員			
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
医学部	医学科	5 6 0	5 6 0	5 6 0	5 6 0

### 附 則

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

### 附 則

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 工学部の収容定員（編入学定員を除く。）は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 20 年度から平成 22 年度までは、次のとおりとする。

工 学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	知能情報工学科	3 0 6	3 0 0	2 9 4
	機械知能システム工学科	3 5 4	3 5 6	3 5 8
	生命工学科	5 2	1 0 4	1 5 6
	環境応用化学科	5 2	1 0 4	1 5 6
	材料機能工学科	5 1	1 0 2	1 5 3

### 附 則

この学則は、平成 20 年 7 月 22 日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 29 年度までは、次のとおりとする。

年 度	学部・学科	入学定員	第 2 年次 編入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
平成 21 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	5 7 0
平成 22 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	5 8 0
平成 23 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	5 9 5
平成 24 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 0 5
平成 25 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 1 5
平成 26 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 2 5
平成 27 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 2 5
平成 28 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 2 5
平成 29 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 2 5

#### 附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 7 日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 31 年度までは、次のとおりとする。

年 度	学部・学科	入学定員	第 2 年次 編入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
平成 22 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	5 8 5
平成 23 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 0 5
平成 24 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 2 0
平成 25 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 3 5
平成 26 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 0
平成 27 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
平成 28 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
平成 29 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
平成 30 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 5 0
平成 31 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 4 5

- 3 医学部看護学科の収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 22 年度

から平成 24 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部	看護学科	280	300	320

4 人文学部、理学部及び工学部の収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 22 年度は、次のとおりとする。

学 部	収容定員
	平成 22 年度
人文学部	757
理学部	934
工学部	1,670

#### 附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成 23 年 6 月 21 日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成 24 年 6 月 26 日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 55 条の 2、第 64 条及び第 75 条の規定は、平成 28 年度に第 1 年次に入学した者から適用し、平成 27 年度以前の入学者並びに当該入学者と同一の年次に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成 28 年 6 月 16 日から施行する。ただし、改正後の第 53 条第 2 項第 2 号の規定については、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。



平成 30 年度	工学部	3 6 5	—	2 0	1, 6 2 0
平成 31 年度	工学部	3 6 5	—	2 0	1, 5 8 0
平成 32 年度	工学部	3 6 5	—	1 7	1, 5 3 7

- 6 改正後の第 47 条第 2 項及び同条第 3 項の規定は、平成 30 年度に第 1 年次に入学した者から適用し、平成 29 年度以前の入学者並びに当該入学者と同一の年次に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。
- 7 平成 30 年 3 月 31 日に第 2 項に規定する学科、経済学部経済学科、経済学部経営学科及び経済学部経営法学科に在学する者並びに平成 29 年度以前入学者と同一の年次に当該学科に転入学、編入学及び再入学する者が所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第 75 条第 2 項別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この学則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度までは、次のとおりとする。

年 度	学部・学科	入学定員	第 2 年次 編入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
令和 2 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
令和 3 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
令和 4 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 4 5
令和 5 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 3 5
令和 6 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 2 5
令和 7 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 1 5
令和 8 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 0 5

- 3 令和 2 年 3 月 31 日に人間発達科学部人間環境システム学科に在学する者並びに平成 31 年度以



	自然環境科学科	1 2 7	1 3 2	1 3 7	1 4 2	1 4 2
薬学部	薬学科	3 4 5	3 6 0	3 7 5	3 9 0	4 0 5
	創薬科学科	1 8 5	1 7 0	1 5 5	1 4 0	1 4 0
工学部	工学科	1, 5 0 9	1, 5 2 4	1, 5 3 9	1, 5 5 4	1, 5 5 4
都市デザイン学部	都市・交通デザイン学科	1 7 6	1 9 0	2 0 4	2 1 8	2 1 8
	材料デザイン工学科	2 4 9	2 5 4	2 5 9	2 6 4	2 6 4

5 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までは、次のとおりとする。

年 度	学部・学科	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
令和4年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
令和5年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 4 5
令和6年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 3 5
令和7年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 2 5
令和8年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 1 5
令和9年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 0 5

6 令和4年3月31日に人文学部人文学科、人間発達科学部発達教育学科、人間発達科学部人間環境システム学科、理学部生物圏環境科学科及び芸術文化学部芸術文化学科に在学する者並びに令和3年度以前入学者と同一の年次に当該学科に転入学する者が所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第80条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

学 部	学科・課程	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
人文学部	人文学科	188		7	766
	計	188		7	766
教育学部	共同教員養成課程	85			340
	計	85			340
経済学部	経済学科 昼間主コース 夜間主コース	135 10		4	548 40
	経営学科 昼間主コース 夜間主コース	108 10		4	440 40
	経営法学科 昼間主コース 夜間主コース	92 10		2	372 40
	計	365		10	1,480
	数学科	45			180
	物理学科	40		1	162
	化学科	35		1	142
	生物学科	38		1	154
	自然環境科学科	35		1	142
理学部	計	193		4	780
医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	80		10	340
	計	175	5	10	935
薬学部	薬学科	70			420
	創薬科学科	35			140
	計	105			560
工学部	工学科	380		17	1,554
	計	380		17	1,554
芸術文化学部	芸術文化学科	110			440
	計	110			440
都市デザイン学部	地球システム科学科	40			160
	都市・交通デザイン学科	54		1	218
	材料デザイン工学科	65		2	264
	計	159		3	642
合計		1,760	5	51	7,497

備考 経済学部の「昼間主コース」とは、主として昼間に授業を行うコースを、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。

別表第2

学部名	学科等名	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状	国語 社会 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語 地理歴史 公民 英語
教育学部	共同教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 家庭 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語 地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 保健体育 家庭 英語
		特別支援学校教諭一種免許状	聴覚障害者, 知的障害者, 肢体 不自由者, 病弱者

理学部	数学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	情報
	物理学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	化学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	生物学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	自然環境科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
都市デザイン学部	地球システム科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	都市・交通デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	材料デザイン工学科	高等学校教諭一種免許状	工業

## 国立大学法人富山大学学位規則（案）

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正
平成20年4月1日改正	平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正	平成24年4月1日改正
平成25年4月1日改正	平成27年3月19日改正
平成28年3月17日改正	平成30年1月18日改正
平成30年3月27日改正	令和元年9月24日改正
令和2年1月28日改正	令和4年3月22日改正

### （趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、国立大学法人富山大学学則（以下「学則」という。）第79条第2項及び国立大学法人富山大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条第3項の規定に基づき、富山大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

### （学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

### （学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院の博士課程又は博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に授与する。
- 4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に授与する。
- 5 専門職学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

### （学位に付記する専攻分野の名称等）

第4条 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称は、次項に規定するものを除き、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

- 2 本学において授与する専門職学位は、別表第4のとおりとする。

### （学位論文）

第5条 本学大学院の学生が、修士論文（大学院学則第37条第1項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）又は博士論文（以下「学位論文」という。）の審査を申請しようとするときは、学位論文審査申請書に学位論文及び研究科、教育部又は学環（以下「研究科等」という。）が定める書類（論文目録、論文要旨、履歴書）を添え、研究科長、教育部長又は学環長（以下「研究科長等」という。）を経て学長に提出するものとする。

- 2 第3条第4項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に博士論文並びに当該博士論文の概要（要旨）、目録、履歴書、研究歴に関する証明書及び別に定める額の学位論文審査手数料を添え、教育部長を経て学長に提出するものとする。

### （学位論文の受理及び審査の付託）

第6条 前条の規定により提出された学位論文の受理については、研究科委員会、教育部教授会又は学環

委員会（以下「研究科委員会等」という。）の意見を聴いて、学長がこれを決する。

2 前項により学位論文を受理したときは、学長は、研究科委員会等にその審査を付託するものとする。

（審査委員）

第7条 前条第2項の規定により学位論文が審査に付されたときは、研究科委員会等は、論文内容に関連する研究分野の教授のうちから3人以上の審査委員を選出し、当該論文の審査を委嘱する。ただし、必要があるときは、当該研究科等、他の研究科等、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として委嘱することができる。

（学位論文の審査及び試験）

第8条 審査委員は、第6条第1項の規定により受理した学位論文については、審査及び試験を行う。

2 試験は、当該論文を中心として、これに関連ある事項について口頭又は筆記により行う。

（学力の確認）

第9条 第5条第2項による学位申請の場合の学力の確認は、教育部教授会が委嘱した教員が行うものとする。

2 前項による学力の確認は、博士論文に関連する分野の科目及び外国語について、口頭又は筆記により行うものとする。

3 本学大学院の博士課程に所定の期間を在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、第5条第2項による学位申請を行ったときは、教育部が定める年限以内の申請である場合に限り、第1項に規定する学力の確認を行わないことができる。

（審査委員の報告）

第10条 審査委員は、第8条の規定により学位論文の審査及び試験を行ったときは、研究科委員会等に報告しなければならない。

（研究科委員会等の審議）

第11条 研究科委員会等は、前条の報告に基づき、学位論文等の審査及び試験の合否等について審議する。

2 議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

（学長への報告）

第12条 研究科長等は、前条に規定する議決をしたときは、その結果について速やかに学長に意見を述べるものとする。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

第13条 学長は、前条の意見を聴いて、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与について決定する。

2 学長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する者には所定の学位記を授与し、授与しない者にはその旨を通知する。

（博士論文の要旨等の公表）

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（博士論文の公表）

第15条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学

長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その博士論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(文部科学大臣への報告)

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位規則第12条の規定に基づき、当該学位を授与した日から3月以内に、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、富山大学と付記するものとする。

- 2 前項の学位の使用にあたり、共同教育課程において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、すべての構成大学の名称を付記するものとする。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別記様式第1－1号から別記様式第5号までとする。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授

与を受けた事実があると認められたときは、学長は、当該教授会又は研究科委員会等の意見を聴いて、

学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の場合において、教授会又は研究科委員会等の議事は、出席者の3分の2以上をもって決し、その結果について、速やかに学長に意見を述べるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成17年法律第49号）附則第11条の規定に基づき、国立大学法人富山大学成立の際現に、改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人富山大学及び国立大学法人富山医科大学がそれぞれ設置する大学（以下「旧富山大学及び旧富山医科大学」という。）に在学する者は、当該大学を卒業するため必要であった教育課程又は大学院の課程を修了するため必要であった課程の履修を富山大学において行うものとし、教育課程の履修その他当該学生の教育に関する事項は、旧富山大学及び旧富山医科大学の学位規則等を準用する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第15条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成27年3月31日以前に本学の博士課程又は博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者のうち、退学後1年以内に学位（博士（薬学）及び博士（薬科学）の学位を除く。）を授与するときは、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成30年1月18日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和2年1月28日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称（英語表記）

学部	学科	専攻分野の名称
人文学部 (School of Humanities)	人文学科 (Department of Humanities)	文学 (Arts)
教育学部 (School of Education)	共同教員養成課程 (Joint Institute of Teacher Education)	教育学 (Education)
経済学部 (School of Economics)	経済学科 (Department of Economics)	経済学 (Economics)
	経営学科 (Department of Business Administration)	経営学 (Business Administration)
	経営法学科 (Department of Business Law)	法学 (Law)
理学部 (School of Science)	数学科 (Department of Mathematics)	理学 (Science)
	物理学科 (Department of Physics)	
	化学科 (Department of Chemistry)	
	生物学科 (Department of Biology)	
	自然環境科学科 (Department of Natural and Environmental Sciences)	
医学部 (School of Medicine)	医学科 (Department of Medicine)	医学 (Medicine)
	看護学科 (Department of Nursing)	看護学 (Nursing)
薬学部 (School of Pharmacy and Pharmaceutical Sciences)	薬学科 (Department of Pharmacy)	薬学 (Pharmacy)
	創薬科学科 (Department of Pharmaceutical Sciences)	薬科学 (Pharmaceutical Sciences)
工学部 (School of Engineering)	工学科 (Department of Engineering)	工学 (Engineering)
芸術文化学部 (School of Art and Design)	芸術文化学科 (Department of Art and Design)	芸術文化学 (Art and Design)
都市デザイン学部 (School of Sustainable Design)	地球システム科学科 (Department of Earth System Science)	理学 (Science)
	都市・交通デザイン学科 (Department of Civil Design and Engineering)	工学 (Engineering)
	材料デザイン工学科 (Department of Materials Design and Engineering)	工学 (Engineering)

別表第2（第4条関係）

修士の学位に付記する専攻分野の名称（英語表記）

研究科等	専攻	専攻分野の名称
人文社会芸術総合研究科 (Graduate School of Humanities, Arts, and Social Sciences)	人文社会芸術総合専攻 (Humanities, Arts, and Social Sciences)	心理学 (Psychology) 文学 (Arts) 芸術文化学 (Art and Design) 経済学 (Economics) 経営学 (Business Administration)
総合医薬学研究科 (Graduate School of Medicine and Pharmaceutical Sciences)	総合医薬学専攻 (Medicine and Pharmaceutical Sciences)	医科学 (Medical Sciences) 看護学 (Nursing Sciences) 薬科学 (Pharmaceutical Sciences)
理工学研究科 (Graduate School of Science and Engineering)	理工学専攻 (Science and Engineering)	理学 (Science) 工学 (Engineering) 理工学 (Science and Engineering) 数理情報学 (Mathematics and Informatics)
持続可能社会創成学環 (Graduate School of Sustainability Studies)		学術 (Social Data Science) サステイナビリティ学 (Sustainability Science)
医薬理工学環 (Graduate School of Pharma-Medical Sciences)		薬科学 (Pharmaceutical Sciences) 神経科学 (Neuroscience) 医工学 (Biomedical Engineering)

別表第3（第4条関係）

博士の学位に付記する専攻分野の名称（英語表記）

教育部	専攻	専攻分野の名称
生命融合科学教育部 (Graduate School of Innovative Life Science)	認知・情動脳科学専攻 (Cognitive and Emotional Neuroscience)	医学 (Philosophy in Medical Sciences)
	生体情報システム科学専攻 (Biological Information Systems)	薬科学 (Philosophy in Pharmaceutical Sciences)
	先端ナノ・バイオ科学専攻 (Advanced Nanosciences and Biosciences)	理学 (Philosophy in Science) 工学 (Philosophy in Engineering)
医学薬学教育部 (Graduate School of Medicine and Pharmaceutical Sciences)	看護学専攻 (Department of Nursing Sciences)	看護学 (Philosophy in Nursing Sciences)
	薬科学専攻 (Pharmaceutical Sciences)	薬科学 (Philosophy in Pharmaceutical Sciences)
	生命・臨床医学専攻 (Medical Life Science)	医学 (Philosophy in Medical Sciences)
	東西統合医学専攻 (Integrative Oriental and Western Medical Sciences)	
理工学教育部 (Graduate School of Science and Engineering)	薬学専攻 (Pharmacy)	薬学 (Philosophy in Pharmacy)
	数理・ヒューマンシステム科学専攻 (Advanced Mathematics and Human Mechanisms)	
	ナノ新機能物質科学専攻 (Nano and Functional Material Sciences)	理学 (Philosophy in Science)
	新エネルギー科学専攻 (New Energy Science)	工学 (Philosophy in Engineering)
	地球生命環境科学専攻 (Earth, Life and Environmental Sciences)	

別表第4（第4条関係）

専門職学位（英語表記）

研究科	専攻	学位
教職実践開発研究科 (Graduate School of Teacher Training Development)	教職実践開発専攻 (Teacher Training Development)	教職修士（専門職） (Master of Education(Professional))

## 別記様式第1-1号(第18条関係)

第3条第1項の規定により授与する学士の学位記(教育学部を卒業した場合を除く)

富(人、経、理、医、看、薬、創、工、芸又は都)第 号	
学 位 記	University of Toyama
大学印	Hereby Confers upon
氏名 年 月 日生	《氏名》 Date of Birth:《生年月日》
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて 卒業したことを認め学士(「専攻分野」)の 学位を授与する	the Degree of Bachelor of 《専攻分野》 for Having Completed the Requirements of the Department of 《学科》 at the School of 《学部》 on this 《授与日》
年 月 日	Degree Number:《学位記番号》
富山大学 学部長 氏名	《学部長署名》 《学部長名》 Dean of the School of 《学部》
富 山 大 学 長 氏名	《学長署名》 《学長名》 President UNIVERSITY OF TOYAMA

## 別記様式第1-2号(第18条関係)

第3条第1項の規定により授与する学士の学位記(教育学部を卒業した場合)

富教第 号	
学 位 記	University of Toyama
富山大学印	Joint Institute of Teacher Education School of Education 《氏名》 Date of Birth:《生年月日》
氏名 年 月 日生	the Degree of Bachelor of Education for Having Completed the Requirements of the Department of Joint Institute of Teacher Education at the School of Education on this 《授与日》
富山大学教育学部及び金沢大学人間社会学域学校教育学類 の共同教員養成課程所定の課程を修めて卒業したことを認め 学士(教育学)の学位を授与する	Degree Number:《学位記番号》
年 月 日	《学部長署名》 《学部長名》 Dean of the School of Education
富山大学教育学部長 金沢大学人間社会学域学校教育学類長	《学類長署名》 《学類長名》 Dean of the School of Teacher Education
氏 名 印 氏 名 印	《学長署名》 《学長名》 President UNIVERSITY OF TOYAMA
富山大学長 金沢大学長	《学長署名》 《学長名》 President KANAZAWA UNIVERSITY
氏 名 印 氏 名 印	

## 別記様式第2-1号(第18条関係)

第3条第2項の規定により授与する修士の学位記(研究科を修了した場合)

富(人社、総医又は理)修第	号	
学 位 記		University of Toyama
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学印</div>		Hereby Confers upon
氏名 年 月 日生		«氏名» Date of Birth: «生年月日»
本学大学院 ○○研究科 ○○専攻の 修士課程を修了したので修士(「専攻分野」)の 学位を授与する		the Degree of Master of «専攻分野»
		for Having Completed the Requirements for the Master's Program of «専攻» at the Graduate School of «研究科等» on this «授与日»
年 月 日		Degree Number: «学位記番号»
富 山 大 学 長 氏名		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">印</div>
<div style="text-align: right; margin-top: -20px;">         «学長署名»          «学長名»          President          UNIVERSITY OF TOYAMA       </div>		

## 別記様式第2-2号(第18条関係)

第3条第2項の規定により授与する修士の学位記(学環を修了した場合)

富(持環又は医環)修第	号	
学 位 記		University of Toyama
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学印</div>		Hereby Confers upon
氏名 年 月 日生		«氏名» Date of Birth: «生年月日»
本学大学院 ○○学環 の 修士課程を 修了したので修士(「専攻分野」)の学位を 授与する		the Degree of Master of «専攻分野»
		for Having Completed the Requirements for the Master's Program at the Graduate School of «研究科等» on this «授与日»
年 月 日		Degree Number: «学位記番号»
富 山 大 学 長 氏名		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">印</div>
<div style="text-align: right; margin-top: -20px;">         «学長署名»          «学長名»          President          UNIVERSITY OF TOYAMA       </div>		

別記様式第3号(第18条関係)  
第3条第3項の規定により授与する博士の学位記

富(生命、医薬又は理工)博甲第	号	
学 位 記		University of Toyama
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">大学印</div> 氏名 年 月 日生		Hereby Confers upon  《氏名》 Date of Birth:《生年月日》
本学大学院 ○○教育部○○専攻の 博士後期課程／博士課程において所定の 単位を修得し下記博士論文の審査及び最終 試験に合格したので博士(「専攻分野」)の 学位を授与する		the Degree of Doctor of Philosophy in 《専攻分野》
博士論文名  年 月 日		for Having Completed the Requirements for the Ph. D. Program of 《専攻》 at the Graduate School of 《教育部》 on this 《授与日》
富 山 大 学 長 氏名		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">印</div> <div style="margin-left: 20px;">Degree Number:《学位記番号》 Dissertation Title:《論文題目》</div>
<div style="margin-top: 20px;">《学長署名》 《学長名》 President UNIVERSITY OF TOYAMA</div>		

別記様式第4号(第18条関係)  
第3条第4項の規定により授与する博士の学位記

富(生命、医薬又は理工)博乙第	号	
学 位 記		University of Toyama
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">大学印</div> 氏名 年 月 日生		Hereby Confers upon  《氏名》 Date of Birth:《生年月日》
本学に下記博士論文を提出しその審査及び 試験に合格し所定の学力を有するものと 認められたので博士(「専攻分野」)の学位を 授与する		the Degree of Doctor of Philosophy in 《専攻分野》
博士論文名  年 月 日		for Having Successfully Completed the Doctoral Dissertation and the Requirements on this 《授与日》
富 山 大 学 長 氏名		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">印</div> <div style="margin-left: 20px;">Degree Number:《学位記番号》 Dissertation Title:《論文題目》</div>
<div style="margin-top: 20px;">《学長署名》 《学長名》 President UNIVERSITY OF TOYAMA</div>		

別記様式第5号(第18条関係)  
第3条第5項の規定により授与する専門職学位の学位記

富教職修第 号		
学 位 記		University of Toyama
大学印		Hereby Confers upon 《氏名》 Date of Birth:《生年月日》
氏名 年 月 日 生		the Degree of Master of Education (Professional)
本学大学院教職実践開発研究科教職実践開発 専攻の専門職学位課程を修了したので教職修士 (専門職)の学位を授与する		for Having Completed the Requirements for the Professional Degree Program of Teacher Training Development at the Graduate School of Teacher Training Development on this 《授与日》
年 月 日		Degree Number:《学位記番号》
富 山 大 学 長 氏名	印	《学長署名》 《学長名》 President UNIVERSITY OF TOYAMA

## 富山大学理学部規則（案）

平成17年10月20日制定	平成20年2月27日改正
平成20年6月18日改正	平成21年2月18日改正
平成22年2月5日改正	平成22年3月7日改正
平成22年6月16日改正	平成23年3月4日改正
平成24年3月5日改正	平成25年3月5日改正
平成26年2月12日改正	平成27年3月20日改正
平成27年10月14日改正	平成28年3月20日改正
平成29年3月6日改正	平成30年3月27日改正
平成31年3月20日改正	令和元年9月24日改正
令和2年3月5日改正	令和3年3月20日改正
令和4年3月22日改正	令和5年月日改正

### （趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則（以下「学則」という。）第5条第3項の規定に基づき、富山大学理学部（以下「本学部」という。）の教育研究上の目的、授業科目、履修、試験、卒業、研究生及び科目等履修生等に関する事項を定める。

#### （教育研究上の目的）

第1条の2 本学部における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

#### 教育目的

自然を律している基本的な原理や法則を究め、その成果に基づいた教育を行うことを使命とし、この使命のもと、豊かな人間性と国際的視野及び高い研究能力を有し、リーダーシップをもって社会で活躍できる人材を育成するため、教養教育を重視するとともに、理学全般の基礎学力、幅広い視野から課題解決ができる応用力を培う教育を推進する。

#### 研究目的

自然科学における真理の探究を通じ、人類の持続的発展と文化の創造に寄与するため、次の各号に掲げる目的をもって研究を推進する。

- (1) 基礎研究を通して、自然を律している普遍的な原理や法則を究める。
- (2) 自然環境との調和のとれた科学・技術の発展に寄与する。
- (3) 地域の特徴を活かした総合的な研究を推進し、その成果を地域社会や世界に向けて発信する。
- (4) 諸外国の研究機関との交流・協力を進め、国際社会への貢献を図る。

#### （学科）

第2条 本学部に次の学科を置く。

- 数学科
- 物理学科
- 化学科
- 生物学科
- 自然環境科学科

#### （学科の教育目的）

第2条の2 学科における教育目的は、次のとおりとする。

- (1) 数学科においては、基礎的な数学の理解を徹底させ、数学的な思考能力の涵養を図り、社会の様々な要求に柔軟に対応し得る思考力を養うことにより、数学が必要とされる多様な分野において活躍できる人材の育成を目的とする。
- (2) 物理学科においては、自然の仕組みを理解するために不可欠である物理学を基礎から着実に習得し、最終学年に行う卒業研究を通して、これから技術社会をリードするための豊かな素養と物理学的な広い視野に基づいた問題解決能力及び応用力を培い、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
- (3) 化学科においては、自然界の多様な物質の構造、物性、反応を原子分子レベルの観点から理解するための幅広い専門的知識と化学的方法論を習得させるとともに、広い視野と深い考察力を養うことで、最先端化学の課題を解決する能力を身につけ、高度産業社会に対

応できる人材の育成を目的とする。

(4) 生物学科においては、生物学の専門知識と技術を習得することにより、生命現象の普遍性と多様性やそれらの進化的意義及び生命の尊厳を認識し、これらの知識と技術を活用して社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

(5) 自然環境科学科においては、化学、生物学、地球科学を基礎とした環境科学について学び、地球環境の大切さを科学の目を通して理解し、それらを活かして社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

#### (教員組織)

第2条の3 学科に配置される教員の組織として教員部を置く。

#### (授業科目及び単位数、履修方法)

第3条 本学部の教育課程は、専門科目（本学部が開設する授業科目をいう。以下同じ。）及び教養教育科目（富山大学教養教育履修規則第5条第2項に規定する教養教育の授業科目をいう。以下同じ。）により編成する。

2 専門科目は、専門基礎科目及び専攻科目により構成し、開設するそれぞれの科目及びその単位数は、別表Iのとおりとする。

3 教養教育科目及びその単位数に関することは、富山大学教養教育履修規則の定めるところによる。

第4条 卒業に必要な修得単位数は、別表IIのとおりとする。

第5条 履修期間は4年とし、これを8学期に分ける。

#### (単位の計算方法)

第6条 専門科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習及び講読については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、科目によっては30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、科目によっては45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の専門科目について、講義、演習、講読、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、前項に規定する基準を考慮し、その組み合わせに応じて定めることができる。

#### (授業科目の履修等)

第7条 学生は、履修しようとする専門科目について、所定の期間内に履修申告をしなければならない。

第8条 本学部学生が他学部の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続きにより当該他学部長の許可を得なければならない。

第9条 他学部の学生が所定の手続きにより本学部の専門科目の履修を願い出たときは、学部長はこれを許可することができる。

#### (他の大学等における授業科目の履修等)

第10条 本学部学生が学則第64条及び第65条の規定により、他の大学等又は大学以外の教育施設等において、当該大学等の授業科目を履修しようとするときは、学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、履修できる期間は、原則として1年以内とし、この期間を卒業に要する在学年数に算入するものとする。

3 第1項の規定により、履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、60単位を限度として、本学部の単位として認定することができる。

#### (試験、教育課程の修了認定)

第11条 所定の専門科目を履修し、試験に合格した者には、単位を認定する。

2 試験は、原則として学期末に行う。

3 病気、忌引その他やむを得ない事由により正規の試験を受験できなかつた者は、試験終了後7日以内に所定の願書にその事由を詳細に記入し、証明書類を添えて追試験の許可を願い出ることができる。

4 専門科目を担当する教員は、当該科目の試験の結果が不合格となった者に対し、必要があると認めた場合には再試験を行うことができる。

第12条 専門科目の成績は、秀、優、良、可、及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

2 成績の評語は、100点を満点として、次のとおりとする。

秀	90点以上
優	80点以上90点未満
良	70点以上80点未満
可	60点以上70点未満
不可	60点未満

3 第1項の規定にかかわらず、専門科目によっては、秀、優、良、可、及び不可の評語によらずに、認、合格及び不合格の評語を用いることがある。

第13条 教育課程の修了は、教授会の意見を聴いて学部長が認定する。

(転学部及び転学科)

第14条 転学部及び転学科（以下「転学部等」という。）を願い出た者があるときは、教授会の意見を付して、学長に転学部等の願出書を提出する。

2 転学部等を許可する時期は、原則として2学年の始めとする。

3 転学部等を許可された者の在学年数は、学部の定めるところによる。

(編入学及び転入学)

第15条 編入学及び転入学（以下「編入学等」という。）を願い出た者があるときは、教授会の意見を付して、学長に編入学等の願出書を提出する。

2 編入学を許可する時期は、原則として3学年の始めとする。

3 転入学を許可する時期は、相当年次の始めとする。

4 編入学等を許可された者の在学年数は、学部の定めるところによる。

第16条 転学部等及び編入学等を希望する者は、出願に際し次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 願書

(2) 所属学部長の受験承認書又は在籍する大学の受験許可書

(3) 所属学部、在籍する大学又は卒業した大学における成績調書

(教員免許状)

第17条 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、その授与を受けようとする免許状の種類に従い、別に定める所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

(研究生)

第18条 研究生として入学を志願する者は、出願に際し次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 履歴書

(3) 最終出身学校の卒業又は修了証明書

(4) 職業を有する者は、所属長の承認書

(科目等履修生)

第19条 科目等履修生として入学を志願する者の提出書類については、前条の規定を準用する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教授会の意見を聴いて、学部長が定める。

附 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 学則附則第5項の規定により、国立大学法人富山大学成立の際現に旧富山大学理学部に在学する者は、本学部を卒業するため必要であった教育課程の履修を本学部において行うものとし、旧富山大学理学部規則等を適用する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行する。

### 附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

この規則は、平成22年6月16日から施行する。

### 附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、別表Ⅰ中、教養科目及び共通基礎科目の規定は、平成26年度入学生から適用する。

### 附 則

- 1 この規則は、平成27年10月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 I (第3条第2項関係) (案)

専門基礎科目		単位数		専攻科目		単位数	
必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
解析学A★		2		解析学 I ★		2	
解析学B★		2		解析学 II ★		2	
線形代数学A★		2		解析学 III ★		2	
線形代数学B★		2		解析学 IV ★		2	
数学序論★	2			線形代数学 I ★		2	
物理学序説 I		2		線形代数学 II ★		2	
物理学序説 II		2		線形代数学 III ★		2	
物理学概論 I		2		代数学 I ★★		2	
物理学概論 II		2		代数学 II ★★		2	
化学概論 I		2		情報代数学★		2	
化学概論 II		2		ネットワーク数理★		2	
生物学概論 I		2		幾何学 I ★		2	
生物学概論 II		2		幾何学 II ★		2	
地球科学概論 I		2		集合論★		2	
地球科学概論 II		2		位相空間論 I		2	
環境科学概論		2		位相空間論 II		2	
地球生命環境理学		2		複素解析学 I ★		2	
地方創生環境学		2		複素解析学 II ★		2	
放射線基礎学		2		実解析学 I		2	
学外体験実習		1又は2※1		実解析学 II		2	
理系キャリアデザイン	1			プログラミング I		2	
<b>情報と職業</b>		2		プログラミング II		2	
科学英語海外研修		3		微分方程式論 I ★★		2	
海外語学研修		4※2		微分方程式論 II ★★		2	
TOEIC英語e-ラーニング				数值解析学		2	
<b>※高一種免(情報)の教科に関する専門的事項に関する科目については全て太赤字で明示</b>				関数解析学★		2	
<b>【中一種免(数学),高一種免(数学)】</b>				確率論★		2	
・教科に関する専門的事項に関する科目(数学)				代数学特論 A ★★		2	
・数学に関連する科目 :★印				代数学特論 B ★★		2	
<b>【高一種免(情報)】</b>				幾何学特論 A ★		2	
・教科に関する専門的事項に関する科目(情報)				幾何学特論 B ★		2	
・情報に関連する科目 :★印				解析学特論 A ★★		2	
<b>【中一種免(数学),高一種免(数学)及び 高一種免(情報)の課程で共通開設】</b>				解析学特論 B ★★		2	
・教科に関する専門的事項に関する科目(数学及び情報)				情報数理特論 A		2	
				情報数理特論 B		2	
				情報数理概論 A ★		2	
				情報数理概論 B ★		2	
				科学英語		2	
				科学コミュニケーション I		1	
				科学コミュニケーション II		1	
				科学ボランティア活動		1	
				数学特別講義		*	
				卒業研究		12	*

\*印を付した数学特別講義の単位数は、必要に応じて定める。

※1　自由選択科目として認定する。

※2　2単位を超える単位数は、自由選択科目として認定する。

## 物理学科

専門基礎科目	単位数		専攻科目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
微分積分学Ⅰ		2	物理学入門	2	
微分積分学Ⅱ		2	物理数学A	2	
線形代数学		2	物理数学B	2	
応用数学基礎		2	力学A	2	
物理数学序論	2		力学B	2	
力学序論	2		力学C		2
電磁気学序論	2		電磁気学A	2	
物理学概論Ⅰ		2※1	電磁気学B	2	
物理学概論Ⅱ		2※1	電磁気学C		2
化学概論Ⅰ		2	熱力学	2	
化学概論Ⅱ		2	統計力学A	2	
生物学概論Ⅰ		2	統計力学B	2	
生物学概論Ⅱ		2	量子力学A	2	
地球科学概論Ⅰ		2	量子力学B	2	
地球科学概論Ⅱ		2	量子力学C		2
環境科学概論		2	物理学演習A		2
地球生命環境理学		2	物理学演習B		2
地方創生環境学		2	物理実験学		2
放射線基礎学		2	物理学実験A	2	
基礎化学実験		1	物理学実験B	2	
基礎生物学実験		1	物理学実験C	2	
基礎地球科学実験		1	物性物理学A		2
基礎自然環境科学実験		1	物性物理学B		2
学外体験実習		1又は2※1	相対性理論		2
理系キャリアデザイン		1	核・素粒子物理学		2
情報と職業		2	光学		2
科学英語海外研修		3	原子分子分光学		2
海外語学研修		4※2	宇宙物理学概論		2
TOEIC英語e-ラーニング		4※2	プログラミング実習		1
			科学英語		2
			洋書講読		
			科学コミュニケーションⅠ		1
			科学コミュニケーションⅡ		1
			科学ボランティア活動		1
			物理学特別講義		*
			卒業論文	12	

\*印を付した物理学特別講義の単位数は、必要に応じて定める。

※1　自由選択科目として認定する。

※2　2単位を超える単位数は、自由選択科目として認定する。

## 化学科

専門基礎科目	単位数		専攻科目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
微分積分学Ⅰ		2	基礎物理化学	2	
微分積分学Ⅱ		2	化学熱力学Ⅰ	2	
線形代数学		2	化学熱力学Ⅱ	2	
応用数学基礎		2	量子化学Ⅰ	2	
物理学序説Ⅰ		2	量子化学Ⅱ	2	
物理学序説Ⅱ		2	化学反応学	2	
物理学概論Ⅰ		2	無機化学Ⅰ	2	
物理学概論Ⅱ		2	無機化学Ⅱ		2
生物学概論Ⅰ		2	化学平衡学		2
生物学概論Ⅱ		2	触媒化学		2
地球科学概論Ⅰ		2	原子分子分光学		2
地球科学概論Ⅱ		2	分子物性学		2
環境科学概論		2	溶液化学		2
地球生命環境理学		2	材料科学		2
地方創生環境学		2	電気化学		2
放射線基礎学		2	プログラミング実習	1	
基礎物理学実験		1	物理化学実験	3	
基礎生物学実験		1	無機分析化学実験	3	
基礎地球科学実験		1	有機化学Ⅰ	2	
基礎自然環境科学実験		1	有機化学Ⅱ	2	
基礎化学セミナー	2		有機化学Ⅲ	2	
化学実験	1		有機化学Ⅳ		
学外体験実習		1又は2※1	有機化学Ⅴ	2	
理系キャリアデザイン		1	有機化学Ⅵ	2	
情報と職業		2	生物化学Ⅰ	2	
科学英語海外研修		3	生物化学Ⅱ		
海外語学研修		4※2	機器分析化学		
TOEIC英語e-ラーニング		4※2	合成有機化学		
			高分子化学		
			有機化学実験	6	
			水環境化学	2	
			環境化学計測		2
			科学英語Ⅰ		1
			科学英語Ⅱ		1
			科学コミュニケーションⅠ		1
			科学コミュニケーションⅡ		1
			科学ボランティア活動		1
			化学特別講義		*
			卒業論文	12	

\*印を付した科目の単位数は、必要に応じて定める。

※1　自由選択科目として認定する。

※2　2単位を超える単位数は、自由選択科目として認定する。

## 生物学科

専 門 基 础 科 目	単位数		専 攻 科 目	単位数	
	必修	選 択		必修	選 択
微分積分学Ⅰ		2	基礎生化学	2	
微分積分学Ⅱ		2	基礎細胞生物学	2	
線形代数学		2	基礎動物形態学	2	
応用数学基礎		2	基礎植物形態学	2	
物理学序説Ⅰ		2	基礎系統学	2	
物理学序説Ⅱ		2	基礎生理学	2	
物理学概論Ⅰ		2	基礎発生学	2	
物理学概論Ⅱ		2	基礎遺伝学	2	
化学概論Ⅰ		2	基礎生態学	2	
化学概論Ⅱ		2	植物生理学	2	
生物学概論Ⅰ		2※1	生命情報科学	2	
生物学概論Ⅱ		2※1	分子生物学	2	
地球科学概論Ⅰ		2	進化生態学	2	
地球科学概論Ⅱ		2	進化発生学	2	
環境科学概論		2	発生制御学	2	
地球生命環境理学		2	内分泌学	2	
地方創生環境学		2	共生機能科学	2	
放射線基礎学		2	時間生物学	2	
基礎物理学実験		1	応用植物学	2	
基礎化学実験		1	行動生理学	2	
基礎地球科学実験		1	動物生理学	2	
基礎自然環境科学実験		1	生体構造学実験Ⅰ		
学外体験実習		1又は2※1	生体構造学実験Ⅱ	4	
基礎生物学セミナー	2		生体制御学実験Ⅰ	2	
理系キャリアデザイン		1	生体制御学実験Ⅱ	4	
情報と職業		2	臨海実験Ⅰ		1
科学英語海外研修		3	臨海実験Ⅱ		1
海外語学研修		4※2	野外実習Ⅰ		1
TOEIC英語e-ラーニング		4※2	野外実習Ⅱ		1
			科学英語	2	
			科学コミュニケーションⅠ		1
			科学コミュニケーションⅡ		1
			科学ボランティア活動		1
			生物学特別講義		*
			卒業論文	12	

※1 自由選択科目として認定する。

※2 2 単位を超える単位数は、自由選択科目として認定する。

## 自然環境科学科

専門基礎科目	単位数		専攻科目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
微分積分学 I		2	環境科学入門	2	
微分積分学 II		2	環境基礎生物学 A	2	
線形代数学		2	環境基礎生物学 B	2	
応用数学基礎		2	生態学	2	
物理学序説 I		2	保全生物学	2	
物理学序説 II		2	環境微生物学		2
物理学概論 I		2	環境植物生理学	2	
物理学概論 II		2	植物生態学		2
化学概論 I	2		環境生物学		2
化学概論 II		2	環境化学	2	
生物学概論 I		2	水環境化学	2	
生物学概論 II		2	基礎有機化学		2
地球科学概論 I		2	環境化学計測	2	
地球科学概論 II		2	海洋科学	2	
環境科学概論		2	地球化学	2	
地球生命環境理学		2	一般地質学		2
地方創生環境学		2	環境保全化学		2
放射線基礎学		2	環境物理学	2	
基礎物理学実験		1	古生物学	2	
基礎化学実験		1	大気物理学		2
基礎生物学実験		1	雪氷物理学		2
基礎地球科学実験		1	自然環境科学実験 I		
学外体験実習	1又は2※1		自然環境科学実験 II	3	
理系キャリアデザイン		1	自然環境科学実験 III	3	
情報と職業		2	自然環境科学セミナー	2	
科学英語海外研修		3	科学英語		4
海外語学研修	4※2		野外実習 I		1
TOEIC英語e-ラーニング		4※2	野外実習 II		2
			野外実習 III		2
			科学コミュニケーション I		1
			科学コミュニケーション II		1
			科学ボランティア活動		1
			自然環境科学特別講義		*
			卒業論文	12	

\*印を付した自然環境科学特別講義の単位数は、必要に応じて定める。

※1 自由選択科目として認定する。

※2 2 単位を超える単位数は、自由選択科目として認定する。

## 別表II（第4条関係）

## 卒業に必要な修得単位数

区分	数学科		物理学科		化学科		生物学科		自然環境学科		
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
教養教育科目	28		28		28		28		28		
専門科目	専門基礎科目	10	10	6	14	3	17	2	18	2	18
	専攻科目	38	26	44	20	55	9	44	20	49	15
	小計	48	36	50	34	58	26	46	38	51	33
自由選択科目		12		12		12		12		12	
合計	124		124		124		124		124		

# 教員免許状の取得について（案）

(令和5年度の入学者に適用)

富山大学理学部

教育職員免許法、同法施行規則、学則第80条及び理学部規則第17条に基づき、理学部で教育職員免許状の授与に係る所要資格を取得する（以下、「教員免許状の取得」という。）ために修得すべき授業科目について、次のように定める。

(関係法令①：教育職員免許法及び同法施行規則)

(関係法令②：小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条  
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律同法施行規則))

(学内規則等：学則第80条及び理学部規則第17条)

## 1. 理学部で取得可能な免許状の種類

- ・数学科

**中学校教諭一種免許状（数学）、高等学校教諭一種免許状（数学）**

**高等学校教諭一種免許状（情報）**

- ・物理学科、化学科、生物学科、自然環境科学科

**中学校教諭一種免許状（理科）、高等学校教諭一種免許状（理科）**

(学則第80条第2項別表第2)

(参考) 富山大学大学院理工学研究科修士課程（理学領域）で取得できる免許状

- ・理工学専攻

中学校教諭専修免許状（数学）、高等学校教諭専修免許状（数学）

中学校教諭専修免許状（理科）、高等学校教諭専修免許状（理科）

(大学院学則第40条第2項別表第2)

## 2. 教員免許状取得のための基礎資格等

教員免許状を取得するための基礎資格等は、次のとおり定められている。

(教育職員免許法第5条別表第1)

第一欄		第二欄	第三欄
免許状の種類	所要資格	基 础 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数
			教科及び教職に関する科目
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	83
	一種免許状	学士の学位を有すること	59
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	83
	一種免許状	学士の学位を有すること	59

備考 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄の定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。

### 3. 教員免許状を取得するための最低修得単位数

#### (1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（教養教育科目）の最低修得単位数

免許法施行規則に定める科目及び単位数		免許法施行規則に定める科目区分に対応する <b>開設授業科目</b>		
授業科目	単位数	開設授業科目	単位数	
			必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法※	2	
体 育	2	健康・スポーツ／講義 健康・スポーツ／実技	1 1	
外国語コミュニケーション	2	E S P I (Level-based) E S P II (Interest-based)  ドイツ語、フランス語、 中国語、朝鮮語、ロシア 語、日本語※ の各言語 ※日本語は留学生のみ	1 1  1 1	2 単位を 選択必修
数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	情報処理	2	

※ 「日本国憲法」は、卒業要件科目としては「選択科目」であるが、教職における「必修科目」に相当する科目であり、特に注意を要する。

#### (2) 教育職員免許法施行規則第4条、第5条に定める科目区分ごとの最低修得単位数

第一欄	科目	各科目に含めることが必要な事項	中学 一種	高校 一種	参照 番号
最 低 修 得 单 位 数	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	20	20	①
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8	4	②
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	③
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	③
		総合的な学習の時間の指導法			
		特別活動の指導法			
		教育の方法及び技術			
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			

第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	3	③
		教職実践演習	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目		4	12	④
必要修得単位数		59	59		

### ①教科に関する専門的事項

教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。

数学	
中学校教諭	高等学校教諭
代数学	代数学
幾何学	幾何学
解析学	解析学
「確率論、統計学」	「確率論、統計学」
コンピュータ	コンピュータ

理科	
中学校教諭	高等学校教諭
物理学	物理学
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	化学
化学	生物学
化学実験(コンピュータ活用を含む。)	地学
生物学	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。), 化学実験(コンピュータ活用を含む。), 生物学実験(コンピュータ活用を含む。), 地学実験(コンピュータ活用を含む。)」
生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	
地学	
地学実験(コンピュータ活用を含む。)	

情報(高等学校教諭)
情報社会・情報倫理
コンピュータ・情報処理(実習を含む。)
情報システム(実習を含む。)
情報通信ネットワーク(実習を含む。)
マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)
情報と職業

○理学部における「教科に関する専門的事項」の開設授業科目は、以下のとおり。

※免許状及び教科ごとの最低修得単位数は20単位であるが、20単位を超えて修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位として取り扱う。

・数学科

<数学>

免許法施行規則に定める免許 教科に関する専門的事項	左記に対応する教員免許状取得のための開設授業科目及び単位 <b>開設授業科目名</b>		
		必修	選択
代 数 学	○線形代数学A ○線形代数学B ○線形代数学 I ○線形代数学 II ○線形代数学III	2 2 2 2 2	
幾 何 学	○集合論 ○位相空間論 I 位相空間論 II 幾何学 I 幾何学 II	2 2 2 2 2	2 2 2 2
解 析 学	○解析学A ○解析学B ○解析学 I ○解析学 II ○解析学III ○解析学IV	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2
「確率論、統計学」	確率論 <sup>(注)</sup> ○実解析学 I 実解析学 II	2 2	2
コンピュータ	プログラミング I <sup>(注)</sup> プログラミングII 数値解析学 情報数理特論 A 情報数理特論 B	2 2 2 2 2	2 2 2 2 2

○印は、卒業要件としての必修科目を指す。

(注) 「確率論」及び「プログラミング I」については、卒業要件科目としては「選択科目」であるが、教職における「必修科目」に相当する科目であり、教員免許状取得のためには必ず修得する必要がある。

## &lt;情報&gt;

免許法施行規則に定める免許 教科に関する専門的事項	左記に対応する教員免許状取得のための開設授業科目及び単位			
	開設授業科目名	※印は他学部開設科目	必修	選択
<b>情報社会・情報倫理</b>	情報倫理 <sup>(注1)</sup> ※工学部開設科目		2	
<b>コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)</b>	プログラミング I <sup>(注2)</sup> プログラミング II 数値解析学 情報数理特論 A 情報数理特論 B 情報代数学 関数解析学 情報理論 ※工学部開設科目		2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2
<b>情報システム(実習を含む。)</b>	情報数理概論 A <sup>(注2)</sup> 組込みシステム ※工学部開設科目		2	2
<b>情報通信ネットワーク (実習を含む。)</b>	ネットワーク数理 <sup>(注2)</sup> 幾何学特論 A 都市・交通情報通信 ※都市デザイン学部開設科目 土木情報学 ※都市デザイン学部開設科目		2 1 1	2 1 1
<b>マルチメディア表現・マルチ メディア技術(実習を含む。)</b>	情報数理概論 B <sup>(注2)</sup> 幾何学特論 B デジタルコンテンツ ※芸術文化学部開設科目		2	2
<b>情報と職業</b>	情報と職業 <sup>(注2)</sup>		2	

○印は、卒業要件としての必修科目を指す。

(注1) 「情報倫理」については、卒業要件科目としては「自由選択科目」であるが、教職における「必修科目」に相当する科目であり、教員免許状取得のためには必ず修得する必要がある。

(注2) 「プログラミング I」、「情報数理概論 A」、「ネットワーク数理」、「情報数理概論 B」及び「情報と職業」については、卒業要件科目としては「選択科目」であるが、教職における「必修科目」に相当する科目であり、教員免許状取得のためには必ず修得する必要がある。

・物理学科、化学科、生物学科、自然環境科学科

免許法施行規則に定める免許教科の教科に関する専門的・事項	免許法施行規則に定める科目区分に対応する開設授業科目							
	物理学科	単位数		単位数	生物学科	単位数		自然環境科学科
		必修	選択			必修	選択	
物理学科	物理学概論 I (注)	2		物理学概論 I	2	物理学概論 I	2	物理学概論 I
	物理学概論 II (注)	2		物理学概論 II	2	物理学概論 II	2	物理学概論 II
	○物理学序論	2						○環境物理学
	○力学序論	2						○大気物理学
	○電磁気学序論	2						○雪氷物理学
	○物理学入門	2						
	○物理数学A	2						
	○物理数学B	2						
	○力学A	2						
	○力学B	2						
	○力学C	2						
	○電磁気学A	2						
	○電磁気学B	2						
	○電磁気学C	2						
	○熱力学	2						
	○統計力学A	2						
	○統計力学B	2						
	○量子力学A	2						
	○量子力学B	2						
	○量子力学C	2						
	○物理学演習A	2						
	○物理学演習B	2						
	○物理実験学	2						
	○物性物理学A	2						
	○物性物理学B	2						
	○相対性理論	2						
化学学科	○核・素粒子物理学	2						
	○光学	2						
	○原子分子分光学	2						
	○宇宙物理学概論	2						
	○放射線基礎学	2		○放射線基礎学	2	○化学概論 I	2	○化学概論 I
	○基礎物理化学	2		○基礎物理化学	2	○基礎物理化学	2	○基礎物理化学
	○化学熱力学 I	2		○化学熱力学 I	2	○化学概論 II	2	○化学概論 II
	○化学熱力学 II	2		○化学熱力学 II	2	○化学概論 II	2	○化学概論 II
	○量子化学 I	2		○量子化学 I	2	○放射線基礎学	2	○放射線基礎学
	○量子化学 II	2		○量子化学 II	2			
	○化学反応学	2		○化学反応学	2			
	○無機化学 I	2		○無機化学 I	2			
	○無機化学 II	2		○無機化学 II	2			
	○化学平衡学	2		○化学平衡学	2			
	○触媒化学	2		○触媒化学	2			
	○分子物性学	2		○分子物性学	2			
	○溶液化学	2		○溶液化学	2			
	○材料科学	2		○材料科学	2			
	○有機化学 I	2		○有機化学 I	2			
	○有機化学 II	2		○有機化学 II	2			
	○有機化学 III	2		○有機化学 III	2			
	○有機化学 IV	2		○有機化学 IV	2			
	○有機化学 V	2		○有機化学 V	2			
	○有機化学 VI	2		○有機化学 VI	2			
	○生物化学 I	2		○生物化学 I	2			
	○生物化学 II	2		○生物化学 II	2			
	○機器分析化学	2		○機器分析化学	2			
	○合成有機化学	2		○合成有機化学	2			
	○高分子化学	1		○高分子化学	1			
	○水環境化学	2		○水環境化学	2			
	○環境化学計測	2		○環境化学計測	2			

○印は、卒業要件としての必修科目を指す。

(注) 卒業要件科目としては「自由選択科目」であるが、教職における「必修科目」に相当する科目であり、教員免許状取得のためには必ず修得する必要がある。

<b>生物学</b>	生物学概論 I	2	生物学概論 I	2	生物学概論 I (注1)	2	生物学概論 I	2
	生物学概論 II	2	生物学概論 II	2	生物学概論 II (注1)	2	生物学概論 II	2
<b>地 学</b>	地球科学概論 I	2	地球科学概論 I	2	地球科学概論 I	2	地球科学概論 I	2
	地球科学概論 II	2	地球科学概論 II	2	地球科学概論 II	2	地球科学概論 II	2
<b>物理学実験 (コンピュータ活用を含む)</b>	○物理学実験A	2	基礎物理学実験 <sup>(注2)</sup>	1	基礎物理学実験 <sup>(注2)</sup>	1	基礎物理学実験 <sup>(注2)</sup>	1
	○物理学実験B	2		1 (中)		1 (高)		
<b>化学実験 (コンピュータ活用を含む)</b>	○物理学実験C	2		1 (高)				
	基礎化学実験 <sup>(注2)</sup>	1 (中) 1 (高)	○化学実験	1	基礎化学実験 <sup>(注2)</sup>	1 (中) 1 (高)	○生物圏環境科学実験 I <sup>(注2)</sup>	3 (中) 1 (高)
<b>生物学実験 (コンピュータ活用を含む)</b>	○プログラミング実習		○物理化学実験	1 3				
	○無機分析化学実験		○無機分析化学実験	3			○生物圏環境科学実験 III <sup>(注2)</sup>	3 (中) 3 (高)
<b>地学実験 (コンピュータ活用を含む)</b>	○有機化学実験	6		6				
	基礎生物学実験 <sup>(注2)</sup>	1 (中) 1 (高)	基礎生物学実験 <sup>(注2)</sup>	1 (中) 1 (高)	○生体構造学実験 I	2 4	基礎地球科学実験 <sup>(注2)</sup>	1 (中) 1 (高)
					○生体構造学実験 II	2		
					○生体制御学実験 I	4		
					○生体制御学実験 II	4		
	基礎地球科学実験 <sup>(注2)</sup>	1 (中) 1 (高)	基礎地球科学実験 <sup>(注2)</sup>	1 (中) 1 (高)	基礎地球科学実験 <sup>(注2)</sup>	1 (中) 1 (高)	基礎地球科学実験 <sup>(注2)</sup>	1 (中) 1 (高)

○印は、卒業要件としての必修科目を指す。

(注 1) 卒業要件科目としては「自由単位科目」であるが、教職における「必修科目」に相当する科目であり、教員免許状取得のためには必ず修得する必要がある。

(注 2) 中学校教諭免許状(理科)を取得する場合は「必修科目」となるが、高等学校教諭免許状(理科)のみ取得する場合は、必ずしも修得する必要はない。

(注 3) 高等学校教諭免許状(理科)を取得する場合は、いずれか 1 科目を選択必修。

## ②各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）

- ・教育学部が全学に対して開設している以下の授業科目を、  
中学校教諭一種免許状（以下、「中一種免」という。）の取得においては、各教科8単位以上修得しなければならない。
  - ・高等学校教諭一種免許状（以下、「高一種免」という。）の取得においては、各教科4単位以上修得しなければならない。
  - ・当該授業科目は、理学部の卒業要件単位にならないので、注意すること。
  - ・取得する免許状以外の各教科の指導法に関する科目は、「大学が独自に設定する科目」として取り扱うことはできないので、注意すること。
- (例) 高等学校（理科）の免許状を取得するに当たり、高等学校（数学）の免許状の取得に必要な授業科目「数学科教育法Ⅰ」を「大学が独自に設定する科目」として取り扱うことはできない。

免許教科	授業科目名	単位数		履修対象者
		必修	選択	
中・高 (数学)	数学科教育法Ⅰ	2		2
	数学科教育法Ⅱ	2		2
	数学科教育法Ⅲ	2（中）	2（高）	3
	数学科教育法Ⅳ	2（中）	2（高）	3
中・高 (理科)	理科教育法Ⅰ	2		2
	理科教育法Ⅱ	2		2
	理科教育法Ⅲ	2（中）	2（高）	3
	理科教育法Ⅳ	2（中）	2（高）	3
高 (情報)	情報科教育法Ⅰ	2		2
	情報科教育法Ⅱ	2		2

## ③教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目

- ・教育学部が、全学に対して開設している以下の授業科目を修得しなければならない。
- ・当該授業科目は、理学部の卒業要件単位にならないので、注意すること。

免許法施行規則に定める科目区分		最低修得単位数	左記に対応する教員免許状取得のための開設授業科目及び単位			
科目	各科目に含めることが必要な事項		中	高	開設授業科目名	必修
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	○教育の思想と歴史	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			○教職と教育	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			○学校の制度と経営	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			○教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			○特別支援教育概論	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			○教育課程論	1	
道徳、総合的な学習の時間等の指導	道徳の理論及び指導法	10	8	○道徳教育論 ※中一種免のみ	2	
	総合的な学習の時間の指導法			○総合的な学習の時間教育論	2	
	特別活動の指導法			○特別活動論	1	
	教育の方法及び技術			○教育方法・情報通信技術活用論 ※情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む	2	

法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			—		
	生徒指導の理論及び方法			○生徒・進路指導論 *進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			○教育相談		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			—		
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	中等教育実習（中）		5
				中等教育実習（高）		3
	教職実践演習	2	2	○教職実践演習	2	

※「○」は必修科目を示す。

※「道徳教育論（2単位）」は、中一種免のみ必修。ただし、高一種免取得希望者が単位を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位として取り扱う。

#### ④大学が独自に設定する科目

- ①～③の修得単位で、「中学校 55 単位、高等学校 47 単位」を超えて修得した単位については、「大学が独自に設定する科目」の単位として取り扱うことができる。
- 中一種免の必修科目である「道徳教育論」を高校一種免取得希望者が単位を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位として取り扱うことができる。
- 中一種免及び高一種免の両方の免許状を取得する場合、高一種免の教職課程においては、「教育実習（中）」により修得した 5 単位のうち、3 単位が③の修得単位として計上されるが、残りの 2 単位は「大学が独自に設定する科目」の単位として取り扱うことができる。

### 4. 中学校教諭免許状取得のための特例「介護等体験」

中学校教諭の普通免許状を取得しようとする場合、大学での単位修得に加えて、18歳に達した後、7日間以上の**介護等体験**が必要となる。これは、特別支援学校及び社会福祉施設等で行う介護等体験を指し、**特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間の合計7日間**の実習を行う必要がある。実施方法等の詳細については、別に定める。

(小学校及び中学校的教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律 第2条)

小学校及び中学校的教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律同法施行規則)

- 1年次後学期にオリエンテーションを実施するので、必ず出席すること。
  - 介護等体験終了後、受入れ施設の長が証明書を発行するが、この証明書は免許申請時に必要となる。
- 各学部教務担当で保管するので、発行され次第コピーを取った上で速やかに提出すること。

### 5. 教育実習の履修について

教育実習は、**4年次前期**で履修する。なお、教育実習を履修できる者は、次の各号にすべて該当するものとする。

- (1) 教育実習に係る「事前指導」を履修した者
- (2) 各教科の指導法・教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目について、原則全必要単位数を既に修得している者  
(= 3 (2) ②, ③のうち、教育実習及び教職実践演習を除く単位)

- 中一種免及び高一種免の両方の免許取得を希望する場合は、「中等教育実習（5単位）」のみの修得で良い。
- 単位数には、事前及び事後指導の 1 単位も含む。
- 教育実習は、富山県内学校にて実施する。（母校での実習は行わない。）

### 6. 教職実践演習について

- 「教職実践演習」を履修するに当たり、4年次の後学期までの間、毎年定められた時期に各自で「履修カルテ」を作成しなければならない。
- 「履修カルテ」については、1年次後学期に説明会を実施するので、必ず出席すること。

### 7. 履修上の注意事項

教職に関する必要事項・連絡事項は、学生掲示等により通知するので、見落としのないように注意すること。